

香呂南小学校いじめ防止基本方針

〈いじめの防止等の対策に関する基本理念〉

- 1 いじめは、全ての児童生徒に関係し、全ての学校で起こり得るものである。このことを十分に認識した上で、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにする。そのために、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目指さなければならない。
- 2 いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを大人や児童が十分に理解し、全ての児童がいじめを行わず、全ての大人や児童がいじめを認識しながら放置することが決してないようにすることを目指さなければならない。
- 3 いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが、特に重要であることを認識する。そして、学校長の強いリーダーシップのもと、学校、家庭、地域その他関係者及び関係機関が連携し、全職員総がかりでいじめ問題を克服することを目指さなければならない。

第1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法・第2条（以下「法」）に「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身に苦痛を感じているもの」と定義されている。個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。また、けんかやふざけあいであっても、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかの判断をするものとする。

2 発達段階に応じたいじめの防止のための態度形成

(1) 小学校低学年

ア 善悪の判断と規範意識の基礎を形成する。

イ 自分の非を認めて謝る、相手の過ちを許すなど、温かい心で相手に接する態度を養う。

(2) 小学校高学年

ア 自己肯定感を育み、思いやりの気持ちや自他を尊重する意識を涵養する。

イ 公德心を持って法やきまりを守る態度を育成する。

3 いじめの問題の克服に向けた学校の基本的な役割

(1) 全教育活動を通して「生きる力」を育成する。

(2) 学級活動、児童会活動等を通して、いじめの防止等の活動やインターネット端末の利用についてのルールづくり等に取り組ませる。

(3) 児童の自尊感情や自己有用感、規範意識の醸成に努める。

(4) 教職員のいじめの問題への対応力の向上と教育相談および生徒指導体制を充実させる。

(5) 家庭・地域社会と連携を進め、協働していじめの問題の克服に努める。

(6) 複雑化、多様化するいじめの現状を教職員が共通理解した上で、児童への日常的な指導や保護者・地域社会への啓発に取り組む。

第2 いじめの防止等に関する学校の取組

1 「いじめ対応委員会」の設置とその役割

(1) 組織

校長、教頭、生活指導担当中心にいじめ対応委員会を組織する。どの事案においても、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援コーディネーターなど必要な関係者が入り、複数でこの問題に即時対応する。

(2) 役割

ア 事実関係の把握といじめか否かの判断

イ 児童に対する指導体制・指導方針の決定

ウ いじめが解消したかどうかの判断

エ いじめ防止に関わる取組についての評価と改善の推進

2 未然防止

(1) 心の教育（道徳教育・人権教育）の充実

- (2) 自尊感情・自己有用感を育む学級経営
- (3) わかる授業の推進
- (4) 望ましい人間関係を築く特別活動の推進
- (5) 豊かな感性を育む体験活動の充実（林間学舎・自然学校・環境体験事業など）
- (6) 豊かな情操を養う芸術・文化活動の充実
- (7) 小中一貫教育の推進
- (8) 情報モラル教育の推進
- (9) 校内研修の充実（カウンセリングマインドやライフスキル教育など）
- (10) 縦割り班活動、1、6年ペア活動の充実

3 早期発見

- (1) 教室や校舎内・運動場などでの児童観察
- (2) 日常的な教職員の情報交換
- (3) 適宜行う家庭や地域との情報交換
- (4) アンケート調査の実施（学期1回程度を目安に実施）
- (5) 校区の巡回や登下校指導
- (6) 養護教諭やスクールカウンセラーとの連携
- (7) 「南っ子を語る会」の実施（月1回）

児童の現状や問題行動の有無、指導についての情報交換を行う。また、学級の現状や指導の方向性等についての共通理解を行う。

4 早期対応

いじめの情報を得た時には、学校長は、迅速にいじめ対応委員会を招集し組織的に対応する。

- (1) 正確な事実の把握
 - ア 当事者双方及び周りの児童から個々に聴き取りを行い、詳細に記録を取る。
 - イ 関係教職員と情報を共有し、事実を正確に把握する。
- (2) 指導体制及び指導方針の決定
 - ア 指導のねらいを明確にする。
 - イ すべての教職員の共通理解を図る。
 - ウ 対応する教職員の役割分担を行う。
 - エ 教育委員会や関係機関との連携を図る。
- (3) 児童への指導・支援
 - ア いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童には、教職員全員で守ることを言葉や態度で示し、心配や不安を取り除く。
 - イ いじめを行った児童には、相手の児童の苦しみや心の痛みに思いを寄せるような指導と同時に、「いじめは決して許されないことである」という厳しい指導を行い、今後の成長につながるような働きかけを行う。
 - ウ いじめを行った児童といじめを受けた児童との関係修復の場を設定する。
 - エ 周りの児童に対しては、いじめが許されないことであるだけでなく、「見て見ぬふり」をすることもいじめと同じであるということを理解させ、いじめのない学級をつくっていかうとする意欲を持たせる。
- (4) 保護者との連携

ア いじめの事実を正確に伝え、対応策や学校との連携方法等を話し合う。

イ 家庭での指導や支援の徹底を依頼し、再発防止に向け取り組む。

(5) 事後の対応

ア スクールカウンセラーや姫路市立総合教育センターでの相談等を通して、いじめを受けた児童生徒の心のケアを図る。

イ いじめを受けた児童の不安感がなくなるまで継続した見守りを行う。

ウ 心の教育の充実を図り、児童の自尊感情や自己有用感の向上を図るとともに誰もが大切にされる学級・学年・学校経営を行う。

エ 関係児童や保護者も交えた関係修復に向けて取り組む。

オ いじめを行った児童の状況に応じ、適切な関係機関との連携を進める。

5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

(1) インターネット端末（スマートフォンやタブレットなど）による危険性（匿名性・被害の回復の難しさ・疎外の受けやすさ等）を十分に理解した上で、情報モラルに関する指導力の向上を図る。

(2) 保護者と連携し、児童のインターネット端末（スマートフォン・タブレットなど）の使い方の変化に注意し、目が行き届きにくいネット上のいじめの早期発見に努める。

(3) 「インターネットを通じて行われるいじめ」を発見した場合は、資料・証拠の確保・児童からの聴き取り・書き込みや画像の削除等迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反などの事案によっては警察等の専門的な機関と連携を図っていく。

6 家庭や地域社会との連携

(1) P T Aや地域社会の各種会合等において、学校におけるいじめの実態や指導方針について、情報交換、協議できる場を積極的に設ける。

(2) 「いじめは許されない」という指導方針を、学校便りやホームページ、P T A総会・地域での各種会合等で保護者や地域に周知する。

7 関係機関との連携

(1) 教育委員会との連携

いじめを確認した場合は、姫路市教育委員会（学校指導課生徒指導係）に報告する。状況によって「重大事態」と考えられる場合は、緊急対策会議を開くとともに、助言・指導を求め、組織的に対応する。

(2) 警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる時は、姫路警察署（少年係）と連携して対処する。

(3) 福祉機関との連携

状況によって、子ども支援課、こども家庭センターや民生委員・児童委員等の協力を得る。

8 いじめの解消の基本的要件

(1) 心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月は継続していること。

(2) いじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが、本人及びその保護者への面談により確認されていること

第3 重大事態への対処

1 重大事態の市教委への報告

重大事態

- ・ 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた時
- ・ 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある時

2 公平性と中立性が確保できる調査と組織

・ 学校が主体となる場合

いじめ対応委員会等の校内組織を母体とし、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、調査を行う。

・ 教育委員会が主体となる場合

「姫路市いじめ問題調査委員会」が教育委員会の諮問に基づき調査を行う。

3 調査の実施

当該事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したかという事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

4 いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の提供

学校は教育委員会と相談の上、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、適時・適切な方法で経過報告に努める。

5 調査結果の報告

学校は、調査結果について教育委員会に報告する。その際、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、当該児童又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

6 再調査

調査結果について調査（再調査）を求められた場合、学校は再調査に全面的に協力し、当該重大事態と同種の事態の発生予防のため関係機関等と連携を密にし、児童の心のケアを図る。

7 保護者への対応

保護者会の開催有無を決定し、それに伴い準備を進める。

8 マスコミ対応する際の留意点

- (1) 管理職による窓口の一本化
- (2) 複数のマスコミが来た時は、特別記者会見を開いて対応する。個別対応はしない。
- (3) 安易な報道で、児童を傷付けないよう依頼する。
- (4) はっきりした事実について、隠さずに公表する。

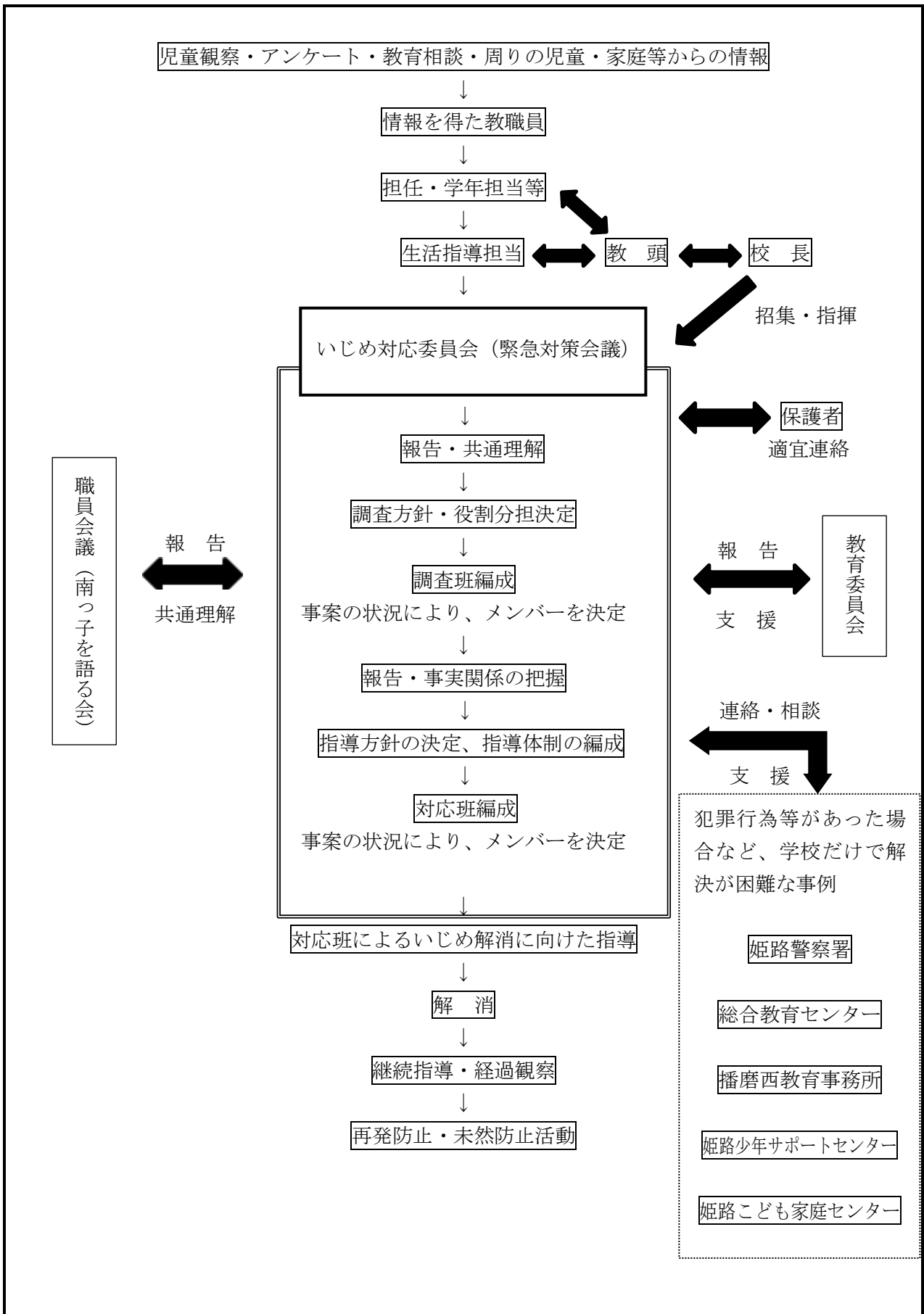
第4 いじめの防止等の検証及び見直し

本校のいじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等の対策については、毎年末に実施する学校評価を受けて、必要な見直しをする。

令和5年度 いじめ未然防止のための年間指導計画

	主な取組	具体的な活動内容
4月	○ 学級づくり ○ 児童観察・理解 ○ 南っ子を語る会	・学級経営、指導方針、指導方法の決定 ・引き継ぎ事項の確認 ・気になる児童を中心とした実態把握と共通理解
5月	○ 南っ子を語る会	・小中一貫教育（生徒指導部会）での共通理解
6月	○ 南っ子を語る会 ○ アンケート調査（1回目） ○ 児童面談	・気になる児童を中心とした実態把握と情報交換 ・児童へのアンケート調査の実施 ・担任の個人面談による実態把握、指導
7月	○ 個別懇談 ○ 南っ子を語る会	・保護者からの児童の実態把握、指導の連携 ・気になる児童を中心とした実態把握と情報交換
8月	○ 夏休み後の児童観察	・夏休み後の児童の様子を把握
9月	○ 夏休み以降の児童観察 ○ 南っ子を語る会	・夏休み以降給食開始後の児童観察 ・気になる児童を中心とした実態把握と情報交換 ・いじめの未然防止、対人関係について
10月	○ 校内研修 ○ 南っ子を語る会	・生活指導担当者会での報告、情報交換の伝達 ・気になる児童を中心とした実態把握と情報交換
11月	○ アンケート調査（2回目） ○ 児童面談 ○ 南っ子を語る会	・児童へのアンケート調査の実施 ・担任の個人面談による実態把握、指導 ・気になる児童を中心とした実態把握と情報交換
12月	○ 南っ子を語る会 ○ 個別懇談 学校評価 ○ 保護者アンケート ○ 教職員アンケート	・気になる児童を中心とした実態把握と情報交換 ・保護者からの児童の実態把握、指導の連携 ・保護者への学校生活に関するアンケート調査の実施 ・教職員を対象としたアンケート調査の実施
1月	○ 冬休み後の児童観察 ○ 南っ子を語る会 ○ アンケート調査（3回目）	・冬休みの児童の様子を把握、児童観察 ・気になる児童を中心とした実態把握と情報交換 ・児童へのアンケート調査の実施
2月	○ 南っ子を語る会	・気になる児童を中心とした実態把握と情報交換 ・いじめの未然防止
3月	○ 南っ子を語る会 ○ 学級懇談会 ○ 指導計画の見直し	・気になる児童に対する共通理解、変容の報告、指導方針等の確認 ・学校、学級指導の振り返り ・1年間の反省と課題の抽出及び引き継ぎ事項の徹底

具体的な対応の流れ



関係機関等

姫路市教育委員会学校指導課 生徒指導係	☎079-221-2771
姫路市総合教育センター 育成支援課	☎079-224-5843
播磨西教育事務所 学校問題サポートチーム	☎079-281-9585
姫路警察署	☎079-222-0110
姫路少年サポートセンター	☎079-285-4668
こども支援課 こども家庭総合支援室	☎079-221-2066
姫路こども家庭センター	☎079-297-1261